

¥3,000で  
¥5,000分  
使える  
お得なチケット

# とっとり まるごと 暮らし 応援券



とっとりまるごと暮らし応援券

紙版、電子版(PayPay)合計200,000セットを販売

## 参加店舗 募集

2026年

2月25日(水)から受付開始!

締め切りは3月31日(火)

### とっとりまるごと暮らし応援券 概要

- 発行内容 / 紙版: 100,000セット(1セット当たり 5,000円、額面 500円×10枚)  
電子版(PayPay): 100,000セット(1セット当たり 5,000円)
- 販売価格 / 1セット3,000円(額面5,000円) ※割引率40%
- 販売期間 / 紙版:  
【第1弾】2026年4月1日(水)~5月10日(日)、50,000セット(先着制)  
【第2弾】2026年5月11日(月)~7月31日(金)、50,000セット(先着制)  
※いずれも、なくなり次第終了します。  
電子版:  
【第1弾】2026年4月1日(水)~5月10日(日)、50,000セット(抽選制)  
※抽選結果は5月11日(月)にお知らせします。当選者は5月11日(月)~5月31日(日)の間にアプリ内で決済のうえ、ご購入ください。  
【第2弾】2026年5月11日(月)~7月31日(金)、50,000セット(先着制)  
※なくなり次第終了します。
- 使用期間 / 2026年5月11日(月)~2026年7月31日(金)
- 購入制限 / 1人10セットまで(第1弾・第2弾各1回限り)  
※電子版第1弾は鳥取市民のみ申込・購入可
- 使用可能店舗 / 【紙版】鳥取市内に店舗がある事業者を公募  
【電子版】鳥取市内に店舗があるキャッシュレス決済サービス(PayPayのみ)加盟店舗  
※大手コンビニやチェーン店など一部店舗では使用できない場合があります。
- 使用限度額 / チケットは1回の支払いで10万円分までです。

公式サイトからお申し込みください!!

お問い合わせ

とっとりまるごと暮らし応援券  
コールセンター

参加店舗様用

☎ 0570-082-565

2月25日(水)~8月31日(月)  
[受付時間] 月~金曜日 9:30~17:00  
※土日祝日は休み

最新の情報は公式サイトをご覧ください  
<https://torimaru-tk.jp>



とっとりまるごと暮らし応援券 🔍

# 参加店舗登録申し込みから換金までの手順

## 登録条件(重要)

①登録可能な営業形態や参加店舗の責務等を定めた右ページの「とっとりまるごと暮らし応援券 参加店舗同意書」に同意していただく必要があります。

②その他条件について、次の要件をすべて満たすことが登録の条件となります。

- (1) 参加店舗の所在地が鳥取市内であること。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業(同条第4項に規定する「接待飲食等営業」を除く。)を行っている店舗でないこと。
- (3) 特定の宗教・政治団体と関わったり、公序良俗に反する内容の業務を行ったりする店舗でないこと。
- (4) 事業主体及び参加店舗が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団と何らかの関係を持っていないこと。
- (5) 右ページの【とっとりまるごと暮らし応援券の取扱い】(2)に記載の取引、商品等のみを取り扱う店舗でないこと。

## お申し込み方法【紙版】

おすすめ！

オンライン申請

「とっとりまるごと暮らし応援券」公式サイト  
参加店舗登録専用フォームからお申し込みください。  
(<https://torimaru-tk.jp>)



★郵送でも受け付けます。

右ページの同意書を確認の上、別紙の申込書に必要事項を記入し、通帳のコピーを同封して、下記「とっとりまるごと暮らし応援券事務局」まで郵送してください(参加店舗登録通知書送付用の封筒(長形3号)と切手(140円)を同封してください)。

〒680-8688 日本海新聞「とっとりまるごと暮らし応援券事務局」 参加店舗登録 受付係

ご注意

お申し込みから、登録までに最大14日間程度かかります。  
可能な限り、公式サイトに参加店舗登録専用フォームからのご登録をお願いします。

【募集期間】 紙版チケット締め切りは3月31日(火) ※郵送の場合は必着

## お申し込み後の流れ

- STEP 1 事務局がお申し込み内容を基に登録の可否を審査し、参加店舗として登録します。登録された店舗には参加店舗登録番号が付与され、参加店舗登録通知メール又はメールアドレスが無い場合は、参加店舗登録通知書が郵送で届き、公式サイトなどに掲載されます。
- STEP 2 参加店舗用運営マニュアルやとっとりまるごと暮らし応援券見本、換金に必要な伝票や封筒、店舗掲示用のポスター、チラシなどを送付します。掲示物は店舗の分かりやすい場所に掲示してください。
- STEP 3 参加店舗用運営マニュアルに従って、2026年5月11日(月)以降、チケットの使用を受け付けてください。紙版の使用済チケットの換金は、本事業の期間中に7回実施し、お申し込み時に登録いただいた指定口座へ振り込みます。

## お申し込み方法【電子版】

本事業の対象店舗になるためには、PayPay加盟店登録が必要となります。新規申し込みは、PayPayホームページ(QRコードよりアクセス)よりお申し込みください。

既にPayPay加盟店のうち上記参加条件を満たしている場合、辞退のない限り自動的に参加店舗扱いとなり、新規申し込みは不要です。電子販売上の支払いは、PayPayの通常の換金方法で実施します。PayPay加盟店登録手続きについてご不明な点は、下記新規受付センターへお問い合わせください。

TEL:0120-957-640 営業時間:10:00~19:00(年中無休、メンテナンス日除く)



ご注意

お申し込みから、開設までに1カ月程度かかります。

## とっとりまるごと暮らし応援券 参加店舗同意書

※「とっとりまるごと暮らし応援券」の参加店舗に登録いただくには、下記の全てに同意する必要があります。  
ご一読の上、申込書(別紙)の同意欄の□にチェック(✓)を入れて申込書を記入してください。

## 【とっとりまるごと暮らし応援券(紙版・電子版)の取扱い】

- (1) チケットは参加店舗の物品の販売や、役務の提供などの取引において使用可能です。
- (2) 次のものはチケットの使用対象になりません。
  - ・ 出資や債務の支払(税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金など)
  - ・ 有価証券、ビール券、図書券、切手、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
  - ・ 株式や先物等の金融商品取引
  - ・ 医療保険や介護保険等に係る一部負担金の支払
  - ・ たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
  - ・ 運送及び配送等が主たる取引となる場合の支払(飲食物のデリバリー及び公共交通機関(タクシーは含まない)以外の旅客運送に係る支払を除く)
  - ・ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
  - ・ 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車場(一時預りを除く)等の不動産に関わる支払
  - ・ 現金(電子マネー含む)との換金、金融機関への預け入れ
  - ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業(同条第4項に規定する「接待飲食等営業」を除く。)に係る支払
  - ・ 当せん金付証券法(昭和23年法律第144号)第2条に規定する当せん金付証券、モーターボート競走法(昭和26年法律第242号)第10条に規定する舟券、スポーツ振興投票の実施等に関する法律(平成10年法律第63号)第2条に規定するスポーツ振興投票券の購入
  - ・ 特定の宗教・政治団体に関するものや公序良俗に反するもの
  - ・ チケットの交換又は転売
  - ・ その他、本チケットの発行趣旨にそぐわないもの
- (3) 紙版チケットは額面以下の使用の場合であっても、釣り銭は支払いません。
- (4) 電子版チケットは1円単位まで使用できます。
- (5) 紙版チケットの不足分は現金等で受け取ってください。
- (6) 紙版チケットを使用して購入した商品等の返品は不可とします(新品や別商品への交換は可)。電子版チケットを使用して購入した商品等は返品できますが、チケットの使用期間終了後は額面が戻りません。
- (7) **使用期間を過ぎたチケットは換金しません。**
- (8) チケットの盗難・紛失、滅失または偽造、模造に対して、発行者は責を負いません。
  - ※チケットの盗難・紛失については、損害賠償が発生する場合があります。
  - ※上記の禁止行為、使用対象にならないものに対するチケットの使用が発覚したときは、損害賠償請求、参加店舗登録の取消、換金の拒否その他の処分を行う場合があります。

## 【参加条件について】

左ページ「参加条件(重要)」に記載の項目①~②を全て満たしていることを確認します。

## 【参加店舗の責務等】

次に掲げる事項を遵守してください。

- (1) 参加店舗であることが明確になるよう、別途配布する参加店舗明示広報物(ポスター等)を消費者に分かりやすい場所に掲示してください。
- (2) 消費者が使用する紙版チケットについて、各参加店舗に配布するチケット見本と比べて、色合いや紙質が違ったり、一度に大量に持ち込まれたりするなど、明らかに不正使用されていると判断できる場合は、チケットの受取りを拒否するとともに、その事実を速やかに問い合わせ先(コールセンター)へ連絡してください。
- (3) 紙版チケットを受取った際は、チケット裏面に参加店舗の印章を押印する等の方法により再使用防止措置を講じ、受取り時に既に再使用防止がなされているチケットは、受取りを拒否してください。
- (4) 参加店舗において、独自にチケット使用対象外となる商品等を定める場合や、他の割引企画との併用可否、ポイント等の加算対象外商品等及びチケットの使用上限額等を定める場合には、あらかじめ消費者が認識できるように、店頭やチラシなどにその旨を明示するようにしてください。
- (5) チケットの交換や転売は行わないでください。
- (6) その他、本事業の運営にご協力ください。

## 【参加店舗の承認取消等】

本募集要領に違反する行為が認められた場合や、お申込の内容に虚偽・不備等があった場合は、チケットの換金を拒否し、参加店舗の承認を取り消します。また、参加店舗による自己取引や架空取引、虚偽報告が発覚した場合は、警察へ被害届を提出するとともに、当該事業者に対して賠償請求をする場合があります。